

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十一号

徳島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表七十四の項7中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改め、同項9中「第七条第三号及び第四号」を「第七条第四号及び第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。